

○初任給基準を異にする異動の場合の号給について

(平成18年3月27日岡人委第221号通知)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第21条第2項第2号の規定に基づき、別に定める基準については、次のように定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、初任給基準を異にする異動の場合の給料月額等について（昭和49年岡人委第495号通知）は、この通知の適用日以降廃止します。

記

- 1 規則第14条又は第15条の規定の適用を受けてその初任給を決定された職員が初任給基準を異にする異動をした場合の号給は、新たに職員となった日に異動後の職に異動したものとみなして、その者の学歴免許等の資格に応じてその日に決定されることとなる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給、切替え等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給とする。  
この場合において、初任給基準表の適用については、部内の他の職員との均衡を考慮して「正規の試験」の区分を適用することができる。
- 2 前項に定める基準に従い当該異動後の号給が決定された場合において、部内の他の職員との均衡を失すると認められるときにおいては、当該号給を8号給の範囲内で加減した号給をもって、当該異動後の号給とすることができる。